

令和3年6月佐川町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和3年6月10日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和3年6月10日 午前9時宣告

開 議 令和3年6月10日 午前9時宣告（第7日）

応招議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村 卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原 健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村 卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原 健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	町 民 課 長	片岡 和子
副 町 長	中澤 一眞	病院事務局長	池内 智保
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	真辺 美紀	教 育 次 長	吉野 広昭
総 務 課 長	麻田 正志	産業振興課長	
チーム佐川推進課長	岡田 秀和	建 設 課 長	池内 伸雄
税 務 課 長	田村 秀明	農業委員会事務局長	森田 修弘

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 田村 正和

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和3年6月佐川町議会定例会議事日程〔第4号〕

令和3年6月10日 午前9時開議

- 日程第1 議案第49号 令和3年度佐川町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第2 議案第50号 令和3年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第3 議案第51号 令和3年度佐川町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議案第52号 令和3年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第5 議案第53号 令和3年度佐川町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第54号 佐川町議会議員及び佐川町長の選挙における選挙運動の
公営に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第55号 佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第56号 四ツ白・二ツ野辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第9 議案第57号 中野・瑞応辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第10 議案第58号 加茂辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第11 議案第59号 庄田・大田川辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第12 議案第60号 尾川・斗賀野辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第13 発委第1号 佐川町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第14 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

令和3年6月佐川町議会定例会追加議事日程（第4号の追加1）

令和3年6月10日 午前9時開議

- 日程第1 議案第61号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第2 議案第62号 物品購入契約の締結について
- 日程第3 議案第63号 佐川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議長（岡村統正君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 14 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1、議案第 49 号、令和 3 年度佐川町一般会計補正予算（第 3 号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番（坂本玲子君）

お伺いいたします。一般会計補正予算でバス等新型コロナウイルス対策補助金が 495 万 4 千円含まれています。観光バスは換気が十分できていると聞いています。どれくらいの換気能力があるのか、また、バスやタクシーに新しく設置する空気清浄機がどんなものなのかお聞きします。

あわせて空気清浄モニターで清浄度を監視できると聞きましたが、それについての説明もあわせてお願いします。

チーム佐川推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。バスなどの公共交通での新型コロナウイルス感染症対策といたしましては坂本議員がおっしゃいましたようにまず空気の換気が重要となります。バスにつきましてはエアコンの外気取り入れモードによりまして、エンジンを始動し約 3 分から 5 分程度で車内の換気が完了し、その後につきましては自動での換気システムを継続して運行することとなっております。このようにバスの車内などでは十分に空気の換気が行われておりまして、マスクを外して飲食をするなどしない限り、感染のリスクは低いものとなっております。

今回の補助事業につきましては既存のエアコンでの換気システムに加えまして、プラズマクラスターイオンの発生器によりまして、プラス、マイナスのイオンを放出し空気中に浮遊する主にタンパク質で構成されています菌などの作用を抑制する空気浄化装置の設置に対する補助でございます。

これにあわせまして車内を防臭抗菌コートすることで座席シートなど車内への菌を付着することを防ぐことで感染防止対策をこうじるものとなっております。

また、タクシーにつきましては同様の防臭抗菌コートを行いまし、て、車内に浮遊するウイルスを 99.99%除去することができる高性

能フィルターを搭載しました空気清浄機を設置することにあわせ、残留する粒子の濃度に応じまして空気の清浄状態を段階別に見える化することができる空気清浄度モニターを設置するものとなります。

このフィルターのほうにつきましては1ミリ立米中0.02マイクロメートルのウイルスを20分間で約99.99%除去するというふうになっておりまして、この製品につきましても国土交通省のほうの助成を受けたもので、メーカーのほうが開発したものとなっております。

バス、タクシーともにエアコンなどの空気換気システムにより十分な対応をとっているところですが、空気清浄機の設置にあわせまして防臭抗菌コートを施工することで、乗車する方の不安を取り除くとともにより一層の感染防止対策をアピールすることで、公共交通事業者を支援するものとなっております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

バスやタクシー業者はコロナで大きな打撃を受けています。先ほど御説明いただいたように、換気が十分されているということですし、また、以前問題になりました換気が十分されているパチンコ店や列車などでは現在のところクラスターは起きていません。

これが本当に安心、安全度が高いということをぜひ町民の皆様にお知らせいただいて、利用の活性化を図っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

3 番（西森勝仁君）

私から3点お尋ねをいたします。

まず、1点目が25ページ、6款商工費の1の1の12委託料の道の駅実施設計委託料548万9千円とありますけれども、これはどこに委託して、そして完成時期はいつなのか。そして、またこの委託料というのは適正な価格なのかお尋ねをいたします。

次に、2点目、同じく25ページの6の1の1の18の補助金であります。外国人観光客受入環境整備補助金200万円、これはどういうものなのか。今、全世界ではコロナが大変な時代を迎えておりまして、まだまだ1年やそこらでは収束するとは思いがたいところではありますが、不特定多数の外国人観光客、あるいはインバウンドの受け入れをする状況にあるのか。また、環境整備とは何をするつ

もりなのかお尋ねをします。

3点目に、27ページ、7款土木費の2の1の13の超過勤務手当26万8千円が組まれておりますが、もう今の時点ではや超勤が枯渇したということでしょうか。また、この積算の根拠についてはどういうものなのか。以上3点お尋ねをします。

副町長（中澤一眞君）

私から道の駅の実施設計委託料についての御質問にお答えいたします。

まず、どこにこれを委託をするかということでございますけれども、この委託する中身が現在基本設計をやっております道の駅の建物、建物の南側、山側ですね、山側にある広場、これの実施設計を委託をするものです。これ今、基本設計をやっております中で、ワークショップをする中で広場の、広場と一体的にどのようにしたいだろうかということも設計、建物の設計にも反映させるということやっております、広場についてもあわせて今、検討が進んでいるところでございますので、今のところどこに委託するかというと、建物の設計をやっていただけたところに委託するのが望ましいとは思っておりますけれども、価格面とかそういうことで折り合わなければプロポーザルというような形にもなろうかと思っております。現状はそういうところでございます。

それから完成時期ですけれども、設計自体は年度内に完成をさせる予定でございます。

それから価格が適正かということですが、今後価格については基本的に広さ約3千平米、法面とか除いて3千平米でございますが、基本的にこの風景、景観、ああいった公園の設計をする基本的な歩掛というのがございますので、それに従った見積もり、業者からも見積もりもっておりますけれども、その見積もりが標準の歩掛に適した、則したものになっておりますので、適正だというふうに考えております。以上です。

建設課長（池内伸雄君）

7款、2項、1目河川総務費、3節職員手当等26万8千円の根拠につきましてお答えさせていただきます。

これは地域振興策を担当する県派遣職員の超勤手当となっております。この職員につきましては昨年度は地域振興策とあわせて町の実施事業である公共土木施設災害復旧事業を担当しており、その科

目である 10 款、2 項、1 目土木災害復旧費に予算計上、超勤手当を計上しておりましたが、本年度から地域振興策が本格化したことにより、公共土木施設災害復旧事業の担当を離れております。

今回、河川総務費の中で地域振興策である河川護岸整備事業を実施していることからこの事業の予算計上科目である河川総務費に超勤手当を新たに計上させていただきました。積算の根拠につきましては 1 時間あたり平日普通 2,227 円で 120 時間分として 26 万 8 千円となっております。以上でございます。

チーム佐川推進課長（岡田秀和君）

私のほうからは 25 ページ 6 款、1 項、1 の外国人観光客受入環境整備補助金について御説明をさせていただきます。

こちらの補助金につきましては先ほど西森議員のほうからおっしゃられましたように、現在は新型コロナウイルスの関係で外国人客を受け入れることは困難となっております。で、新型コロナウイルスが拡大する前につきましてはクルーズ船の高知への入港等もありまして、外国人観光客が増えてきたところでした。

現在、今のような状況ですので、新型コロナウイルスが収束する時期に備えまして、今回このトイレの整備、そして多言語化したサイン類を整備することといたしております。なお、このサインにつきましては全額県の補助金というふうになっております。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

外国人観光客の受け入れについてちょっと聞きたいわけですけど、どういうふうなことをどういうふうにするのか、何か妙にようわからんところがありますが。

チーム佐川推進課長（岡田秀和君）

はい、お答えいたします。

内容につきましては男性用のトイレと女性用のトイレ、それにあわせまして多目的のトイレ、これを整備するようにしてます。それと、あとはトイレの案内のサイン類。それとストレスフリーということで手洗いなど手を触れずにトイレを使えるというような環境整備、こちらをするようにいたしております。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

設置場所についてはどのあたりということになりますか。

チーム佐川推進課長（岡田秀和君）

説明が少なくて申し訳ございませんでした。設置場所につきましては黒岩の観光果樹園を営んでおります事業者、こちらのほうが事業主体というふうになります。以上でございます。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

4 番（下川芳樹君）

補正予算書 25 ページの農業振興地域整備委託料の中で人・農地プランの計画がございます。この計画について詳細を教えてくださいというのが 1 点と、それからページ、29 ページ、学校関係に新たにコロナ対策として消耗品が計上されておりますが、この計上されている消耗品の内容についてお答えをいただきたいと思います。

副町長（中澤一眞君）

農業振興地域の整備委託料についてお答えをいたします。

この予算額の 936 万 1 千円、これが実は 2 本にわかれております。いずれも人・農地プラン、これは人・農地プラン、平成 26 年ぐらいからプランとしては佐川町もつくってございます。ただ、今般国のほうから人・農地プランこれを将来にわたって、しっかり、誰が事業の主体ですね、どこで何をといったところを明確化しようと、具体化しようというようなことが指示が国から出ておりまして、それに基づいた、しっかりそのプランを実質化という言い方をしておるようですけれども、その実質化をしたプランに基づく農業振興策、もろもろの振興策について重点的に支援をしていくと。そういったような方針が出されております。

それに対応するものでございまして、中身は 2 本にわかれております。一つはこのうちの 110 万円が農地情報のデジタル化でございます。これは基本的に佐川町は国土調査がほぼ完了、現地調査が完了しておりますので、土地情報のデジタル化っていうのは基本的にできておるんですけれども、圃場整備の実施区域につきましては法務局にデータございまして、そちらのほうに登録をされている情報を町のシステムに移し替えるというための委託料で、これが 110 万でございます。

残りのまさにプランそのものにかかるもの、これが 826 万 1 千円内訳としてはございますけれども、町内各地域の農地について冒頭申しました、誰が、どこで誰が、どういった作物を栽培していくのかと、つくっていくのかと、耕作続けていくのかということを農業

者の皆様方に集まっていただいて話し合いの場を設ける。で、まずアンケート、アンケートも実施しておりますけれども、それを基に話し合いをしていただいて、将来の見通しを立てていただく。それにその将来の見通しを実現するために必要なものは何かというようなそういったような話し合いをしていただいて、農地ごとに、エリアごとにそういった計画を、将来にわたる計画を作成をする。それの一連の業務を委託する内容でございます。以上でございます。

教育次長（吉野広昭君）

私のほうから学校の消耗品類についてお答えさせていただきます。

こちらのほうは備品購入費とあわせて感染症対策等の学校教育活動継続支援事業の対象になってます。

金額につきましては、佐川小のみ 120 万、その他の小中学校につきましては 80 万ということで、各学校の実情にあわせて感染症予防対策の需用費であるとか、あるいは備品購入に充てたいということで考えております。

使途につきましては各学校の現状にあわせて弾力的に各学校にお任せして活用をしていただきたいと考えております。以上です。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

1 番（橋元陽一君）

補正予算書のページ数では欄外になりますが 34 ページになります、給与明細書にかかわることです。本来 3 月議会の当初予算のときに気がついて質問せないかんかったと思うんですけども、ちょっと見過ごしてしまいました。

会計年度職員、正職員のほうについては退職に伴う増減なのかなと思うんですけども、昨年度 3 月の補正予算書と比較をした段階でこの 1 年間の中で会計年度任用職員が 196 から 186、10 名減になって今での当初予算が組まれているわけです。

昨年 3 月、非常事態宣言等のもとでコロナ対策等を含めてかなり職員の皆さんの業務が過密化しているなかで配慮された人員配置なのかなと思いながら改めて、引き続いて今当面逼迫している 65 歳以上の方のワクチン接種、それから今後展開されていく 65 歳以下へのワクチン接種とか新たに今年度末取り組まれる町民への経済的な支援とかを考えれば、この 10 名減少した中でのスタートで少し補足、2 人補足されていますけれども、これではもう少し現職の方々

への負担が大きくなるのではないかなというふうに思うんです。

そこらへん何か見通しをされて配置されているかをちょっとお聞きしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。全体的なお答えという形になります。当初予算を編成する段階におきましては、各課において次年度の業務量等を把握いたしまして、それぞれの会計年度任用職員の必要数、必要性や人数、そういうものを踏まえまして当初予算の要求が出ております。

そのような中で当初予算に計上した人数、予算額につきましては各課が当初予算要求時に考えて必要であろう人数を配置しておるということになろうかと思います。

その後、実際４月から業務が始まった段階において、当初想定されていなかったような業務が増えたりとかするような場合は各課からのまた要求に応じて、会計年度任用職員を実際に募集して、また採用とかして、そういうことで対応しております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

今年度スタート段階で各課で検討もされて、一定想定されて人員配置が確定して年度がスタートしてるという解釈で、改めて一般質問等でもさまざまな質問の中でも出てきておりますので、現在、職員の皆さんも目一杯の状況の中で仕事をされてきておりますので、できるだけ早めに職員の皆さんへの救済の措置、救済というか支援の措置がこうじられますように重ねてお願い申し上げまして質問を終わりたいと思います。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

12 番（永田耕朗君）

17 ページの住民非課税世帯向けの商品券であります。この非課税世帯数、それと対象の人数がわかっておれば。

チーム佐川推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。令和３年４月現在の佐川町の人口が 12,499 人となっております。ここから令和３年５月 28 日現在の課税者数 5,768 人。それから今回対象外としております 18 歳以下、1,668 人。そして対象外の生活保護受給者 198 人。今、この人数を差し引いた

額が約、すいません、約じゃないです。1,865人というふうになっております。あ、すいません、4,865人となっております。失礼しました。

ここから、今後課税世帯の中の非課税者、これをこちらから差し引く作業を行います。現在そこを見込みまして4,800人、こちらを今対象として予算のほう計上させていただいております。以上でございます。

12番（永田耕朗君）

世帯数はわかってないということですかね。今これは人数の説明であつたと思いますけど、世帯数を聞いたけんど。

チーム佐川推進課長（岡田秀和君）

はい、お答えいたします。

現在税の課税システムのほうで数字のほう把握するようにしております。で、その税のシステムのほうが世帯数や課税者数で数を拾うようになっておりましたので、今、あくまでも個人という、非課税の個人を対象にということで、世帯数でなくて個人のほうで数字のほうを調査いたしております。

で、世帯のほうにつきましては現在のところまだ把握はできておりません。以上でございます。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

3番（西森勝仁君）

3番、西森勝仁です。私はこの補正予算に反対の立場で討論をいたします。

今回、上程されておりますこの補正予算は、住民生活に欠かすことのできない大切な予算が盛り込まれていることは重々承知しております。しかし、道の駅実施設計料として548万9千円が計上されておりますが、この道の駅につきましては先の3月議会においても、町長は道の駅を運営する財団法人を設立するための支出金やおもちゃ美術館実施設計など、これにつきまして説明不足を認め、予算執

行を凍結し、近く完成するという基本構想でしっかり説明することでした。しかし、3月に完成するとしていた基本構想はコロナの影響や手直しなどがありまして、6月末にずれ込んでいるということです。

したがって、基本構想に基づく説明はほとんどされておらず、ただのガス抜き程度の説明をただけで、昨日、議員の賛成多数により凍結予算は解除となりました。しかも、この道の駅とおもちゃ美術館は一つの屋根で実質一体となっており、その面積も広く、この規模決定の根拠も曖昧であり、過大な構想で、過大設計になりはしないかと大変危惧しているところであります。

それに、おもちゃ美術館はこれから先、ボランティア育成をするにしても、何をするにしても全て東京のNPO法人、芸術とあそび創造協会に永久にお金を払い続けなければならない仕組みになっていると思います。

みんなでつくりみんなで経営する道の駅というのなら、もっとしっかり住民に説明すべきです。また赤字の補填を税金ですするというのならなおさらのこと、住民の覚悟と理解が不可欠です。もうはこの10月10日には町長選挙があります。3期目を目指すという、町長が、ことでありますので、何故これほど先を急ぐのか理解に苦しみます。また、道の駅の運営にしてもまだ納得できていない議員が多数います。こうした中で拙速に事業を進めることは近い将来必ず町財政に少なからず影響を与え、禍根を残すことは目に見えています。しかし、そのとき責任問題が浮上してももう今ここにいる議員はほとんど誰もいないと思います。次の世代に負の遺産を残してはなりませんし、ソニアの二の舞だけは避けなければなりません。

よって、私はこのような毒も薬も合わせ飲ませるような予算には到底賛成しがたく、反対します。議員の皆さんもどうかシビアで賢明な判断をお願いいたします。以上です。

議長（岡村統正君）

ほかに討論はありませんか。

11 番（中村卓司君）

11 番議員の中村卓司でございます。当予算の賛成の立場から討論を述べさせていただきたいと思います。先ほど西森さんからございましたけども、この予算にはコロナ対策とかいろんな事業が含まれております。中でも佐川町民から出されました佐川町に道の駅を

早期に建設をしていただきたいという 2 千名にも及ぶ署名請願書が議会に提出されて、全会一致で承認をされたスタートした事業の道の駅の予算も含まれております。当町においては、と、町の発展の切り札とも言える重要な事業でございます。

この事業は令和 5 年 4 月開業という計画になって、残された時間は極めて少のうございます。この予算を通さなければ道の駅事業に重大な影響を及びかねません。佐川町の未来に向けて飛躍する起爆剤の種としてまかれた大切かつ重要な事業であります。佐川町にこれから集う若者や子供たちの希望の芽になるはずでございます。その芽を摘み取らないでください。

そのためにはこの予算を通さなければなりません。何とぞ皆様方の温かい御理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。て当予算の賛成の立場から討論を申し上げました。ありがとうございました。

議長（岡村統正君）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 49 号、令和 3 年度佐川町一般会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第 49 号は原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 50 号、令和 3 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 50 号、令和 3 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手

を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 50 号は原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 51 号、令和 3 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 51 号、令和 3 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 51 号は原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 52 号、令和 3 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 52 号、令和 3 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 52 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 53 号、令和 3 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

3 番（西森勝仁君）

この予算書の 8 ページに実施設計委託料として 317 万 9 千円の実施設計委託料が計上されておるところであります。これはどこにどのような方法で委託を予定しているつもりなのか。

また、こうした委託先が固定されることがありはしないものかお尋ねをいたします。

建設課長（池内伸雄君）

お答えさせていただきます。どこにどのような方法で委託するのかという御質問ではございますが、本定例会でこの予算を承認いただきました際に、今月末の指名競争入札で入札を行い、指名業者を選定し、契約をするように考えております。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

指名競争入札で公平にやっているようでありますが、その町内に指名する業者ですね、何社くらいを指名しているのかお尋ねします。

町内にその業者があるのかないのか。あるとしたら何件あるのか。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。委託料ですかね。委託料ということでしたら、町内にこの水道の関係の設計をする業者は確かいなかったと思います。以上でございます。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論をおわります。

これから採決を行います。

議案第 53 号、令和 3 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成全員。

したがって、議案第 53 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 54 号、佐川町議会議員及び佐川町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について、質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 54 号、佐川町議会議員及び佐川町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 54 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 55 号、佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 55 号、佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 55 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 56 号、四ツ白・二ツ野辺地に係る総合整備計画の策定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 56 号、四ツ白・二ツ野辺地に係る総合整備計画の策定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 56 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 57 号、中野・瑞応辺地に係る総合整備計画の策定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 57 号、中野・瑞応辺地に係る総合整備計画の策定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 57 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 58 号、加茂辺地に係る総合整備計画の策定に

ついて、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 58 号、加茂辺地に係る総合整備計画の策定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 58 号は原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 59 号、庄田・大田川辺地に係る総合整備計画の変更について質疑を行います。

質疑はありませんか。

3 番（西森勝仁君）

議案第 59 号の総合整備計画によりますと、庄田と大田川のあたりは山水や井戸水に頼っているとのことですが、水がないということは大変なことでありまして、気の毒なことでもあります。

また、大田川においては井戸水にしても鉄分が多くて飲用には適さないということですが、大田川にしても高台でありますし、井戸を掘っても鉄分の多い真っ赤な水が出るというようなことでは飲用に適さないということですが、水源地はどこを予定しておられるのか、わかればお尋ねをいたします。

建設課長（池内伸雄君）

お答えさせていただきます。飲料水供給施設につきましては、その事業目的としまして集落内で飲料水に適した良好な生活用水の安定的な確保と給水施設を地区内で管理する仕組みを作ることにより、高齢化の進む地区での生活を安心して暮らせる生活環境を整備することを目的にしております。

この総合整備計画書にあります飲料水供給施設につきましては飲料水に適した生活用水の安定的な確保と、地区住民が維持管理をで

きる供給施設の設置をすることにより、先ほど申し上げました集落の課題を解消するために、庄田・大奈路地区において令和２年度に整備を既にしております。

水源地ということですが、水源地につきましてはこの大奈路集落より、町道大奈路３号線を経由し、その後、道がなくなったところから徒歩で３００メートルほど上流に上がった山に水源地を設置しております。

現在のところ水質や供給について問題となる事象もなく、安全にかつ安定的に利用していただいております。以上でございます。

３番（西森勝仁君）

本当に、水がないということは大変なことです。速やかに設置できるように進めてやってほしいと思います。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第５９号、庄田・大田川辺地に係る総合整備計画の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第５９号は原案のとおり可決されました。

日程第１２、議案第６０号、尾川・斗賀野辺地に係る総合整備計画の変更について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 60 号、尾川・斗賀野辺地に係る総合整備計画の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 60 号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま、町長から議案第 61 号から議案第 63 号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 3 として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

議案第 61 号から議案第 63 号までを日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 3 として、議題とすることに決定しました。

休憩します。

休憩 午前 9 時 50 分

再開 午前 9 時 52 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第 1、議案第 61 号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題にいたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、追加させていただきました議案について御説明申し上げます。

議案第 61 号、工事請負契約の変更契約の締結につきましては、佐川町役場庁舎非構造部材等耐震改修工事の変更契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更額は 1,517 万 6,700 円の増額で、東庁舎東側アスファルト舗

装、消火配管更新及び選管倉庫改修費用の追加によるもので、変更後の契約金額は3億4,560万5,700円であります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

総務課長（麻田正志君）

それでは、私から、議案第61号、工事請負契約の変更契約の締結につきまして御説明をいたします。

変更の内容につきましては町長の提案説明にもありましたように、東庁舎、東側アスファルト舗装の追加、消火配管更新及び選管倉庫の改修となっております。

お配りさせていただいております、参考資料議案第61号関係をごらんください。A3でホッチキスどめの3枚となっております。

まず最初に1枚目ですけれど、こちらが東庁舎東側のアスファルト舗装の追加の平面図となっております。この図面の右下のほうにちょっとほかと比べて濃く色づけがされてある箇所がありますが、これが今回の舗装を実施したいと考えている箇所となっております。

来庁される住民の皆様や、消防自動車の入出庫などにかかわる箇所の舗装につきましては当初から予定しておって、現在、実施しておるところであります。今回の箇所については予定はしておりませんでした。予定はしておりませんでしたけれど、実際上舗装の痛みがかなり出てきており、でこぼこした、あるいはひび割れたというような感じで、状態が悪くなっておりますので、現在の舗装工事にあわせて実施をしようとするものとなっております。

続きまして、2枚目をごらんください。

ちょっと線が小さくて見づらくなっておりますけれど、配水管更新の平面図となっております。この図面の右上のほうにポンプ小屋がございます。そこから青い線といいますかありますけど、これ地中埋設ということになります。内容、庁舎内の消火栓管、これ各階のフロアに消火栓がございますが、その消火栓管の消火配管の更新ということになっております。現在の配管につきましては、今回の工事を施工する中で、漏水が判明したため新たに配管を整備しようとするものとなっております。現在の配管ですけれど、建物内の消火栓、建物内の消火栓までは建物の下に配管されているため、既存の配管を撤去しての更新は難しいということから、新たに建物の外壁とか屋上に配管をして、建物の内部は天井を通過して配管すること

を考えております。

続きまして、3枚目をごらんください。

こちらの3枚目は選管倉庫の改修の平面図となっております。現在の選管倉庫は東庁舎の図面で見ましたら右のほうにあります。既に御承知のとおりかなり老朽化している建物でございます。

現在この選管倉庫につきましては投票所で使用いたします記載台、そしてスロープ、机、椅子、扇風機、ストーブなどの備品のほう保管をしておりますが、先ほど説明いたしましたように老朽化がかなり進んだ状態になってきております。この選管倉庫につきましては今後も継続して使用したい、使用するというにしておるため、今回の工事に合わせて改修を実施しようとするものとなっております。

主な改修の内容でありますけれど、外壁の新設、そして屋根の撤去・新設、屋外の階段、かなりさびたりとかしております屋外階段を撤去いたしまして新設。そして隣接する既存の道具庫、この選管倉庫の前に道具を入れた小屋みたいなものとごみ置き場、これは役場内のごみを収集業者が取っていくためにそこに置くところでありますけれど、そのごみ置き場を撤去してプレバブ倉庫を新設しようとするものとなっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（岡村統正君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第61号、工事請負契約の変更契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

追加日程第 2、議案第 62 号、物品購入契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは追加議案について御説明申し上げます。

議案第 62 号、物品購入契約の締結につきましては、令和 3 年 5 月 31 日に入札を行いました、令和 3 年度佐川町消防団ポンプ自動車調達業務の物品購入契約締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は指名競争入札、契約金額は 2,934 万 8 千円。契約の相手方は高知県高知市南川添 1 番地 28、株式会社藤島、代表取締役藤島正守でございます。

なお、詳細につきましては担当課長から説明をさせますのでよろしく願いいたします。

総務課長（麻田正志君）

それでは議案第 62 号、物品購入契約につきまして御説明をさせていただきます。今回、購入を予定しておりますのは、消防ポンプ自動車、いわゆるポンプ車と呼ばれるものとなっております。

現在、佐川町消防団に配備しております消防ポンプ自動車は 7 台ありまして、老朽化が進んでおるということで、平成 29 年度から令和 5 年度まで年に 1 台ずつ更新していく計画をしております。今年度はその残っておるものの中で一番古い、平成 9 年 12 月に導入した加茂分団のポンプ車の更新を予定しております。

車両の概要につきましては参考資料議案第 62 号関係をごらんください。こちら A 4 のホッチキスどめの 2 枚となっております。この 2 枚目のほうを見てくださいと写真がございます。この写真につきましては昨年度尾川分団に配備いたしましたポンプ車の写真となっております。今年度は排気量 2,990cc 以上、4 輪駆動、定員 6 名、この写真に載っております尾川分団に配備したポンプ車と同タイプの車両を購入する予定としております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（岡村統正君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 62 号、物品購入契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 62 号は原案のとおり可決されました。

追加日程第 3、議案第 63 号、佐川町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは追加議案について御説明申し上げます。議案第 63 号、佐川町手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和 3 年 5 月 19 日に交付されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第 55 条の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、令和 3 年 9 月 1 日より施行されることに伴い、必要な事項について条例の一部を改正するものであります。なお、詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

町民課長（片岡和子君）

それでは、議案第 63 号、佐川町手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明させていただきます。

お手元の参考資料上段に新旧対照表をお示しさせていただいております。左側、現行の欄にありますように、現在は個人番号カードの再交付に際しましては、この佐川町手数料条例の規定を根拠に 1 件につき手数料 800 円を徴収させていただいているところです。下の欄にお示しさせていただいておりますが、本年 5 月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が改正されまして、令和 3 年 9 月 1 日より施行されま

す。

この改正により、下線部を施させていただいておりますが、機構、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行する主体として明確化されるとともに、機構は個人番号カードの発行にかかる手数料を徴収することができ、徴収事務につきまして、機構から市町村長に委託することができる旨の規定が新設されました。

以上のことから 8 月 31 日までは、佐川町手数料条例を根拠に手数料を徴収するところ、9 月 1 日以降につきましては機構との委託契約を根拠に徴収することとなります。したがって、9 月 1 日以降は条例において再交付手数料の根拠を定めておく必要がなくなる、ということになりますので、手数料条例の該当の規定箇所を削除するものです。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岡村統正君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論は終わります。

これから採決を行います。

議案第 63 号、佐川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 63 号は原案のとおり可決されました。

日程第 13、発委第 1 号、佐川町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

12 番（永田耕朗君）

発委第 1 号、令和 3 年 6 月 10 日、佐川町議会議長岡村統正様、提出者議会運営委員長永田耕朗。

佐川町議会会議規則の一部を改正する規則、上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び佐川町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

会議規則改正案の趣旨を読み上げて提案理由の説明とさせていただきます。

令和3年、標準町村議会会議規則の一部改正が決定されたことに伴い、佐川町議会会議規則の一部改正するものです。

議員活動と日常生活における両立支援策を初め、議員がより活動しやすい環境整備の一貫として、出産時における議会への欠席事由を整備すること。その他、諸要因に配慮するため、新たに議会への欠席事由を改正し、整備するものとなっております。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続の際、押印の義務づけを見直すものであります。加えて、本年度導入予定の議会タブレット使用にあわせ、議場への持ち込み等の文言を新たに加えるものであります。参考に対照表をつけております。

以上が主な改正理由となります。よろしくお願いいたします。

議長（岡村統正君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第1号、佐川町議会会議規則の一部を改正する規則について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって発委第1号は原案のとおり可決されました。

日程第14、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配付しま

した申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に提出されました全ての案件は終了しました。

町長挨拶を願います。

町長（堀見和道君）

本定例会におきまして、提案させていただきました、一般会計補正予算を含む全ての議案につきまして、適切なる御審議のうえ御決定を賜りまして、まことにありがとうございます。

一般会計の補正予算の中におきましては、新型コロナウイルス感染対策におけるさまざまな対策事業の補正予算をあげさせていただきました。永田議員から御意見御提案もいただき、生活に困っておられる住民の皆様への商品券の給付という事業につきましても補正予算としてお認めいただきました。まだまだ困っている事業者の皆さんや住民の皆さんいらっしゃいます。今後につきましても新型コロナのワクチン接種を迅速に、かつ安全に、適切に行いながら経済対策も行い、住民向けの支援も行い、町をあげて一丸となってこの難局を乗り越えていきたいというふうに考えております。議会の皆様におかれましても今後も引き続き御支援、御協力をお願いをしたいというふうに思います。

また、道の駅に係る委託料につきましても、一般会計補正予算の中で提案をさせていただいておりましたが、お認めをいただきました。道の駅につきましては、昨日の議員全員協議会の中で、本年度当初予算の中で予算を執行することを留保していました。凍結をしていましたが、財団法人の設立に係る予算、また、おもちゃ美術館に係る予算につきまして、昨日、全員協議会の中で議会の皆様にお認めをいただきまして、しっかりと今後は道の駅を前に進めていくということをこの場でお約束をさせていただきます。議員の皆様からこれまでもたくさん御質問、御意見もいただきました。今後

も、さらに丁寧に説明を重ねながら議員の皆様にも御理解をいただき、住民の皆様と共有をしながら、多くの住民の方が心待ちにしているこのすばらしい道の駅を、住民みんなの力を借りて令和5年4月の開所に向けてしっかりと前に進めていきたいと思いますので、今後におきましても議員の皆様お一人お一人、また御意見、御指導をいただければというふうに思っております。

まだまだ新型コロナウイルスの感染拡大の状況は油断できる状況ではありません。私も含めて一人一人が責任ある行動をとること、感染拡大に対する留意をした行動をとることで抑えていけるということも考えておりますので、今後につきましても役場職員も住民の皆さんの模範となるよう、しっかりとした行動をとっていききたいというふうに思います。ぜひ、執行部、議会、両輪となってすばらしい幸せなまちづくりを今後も続けていきましょう。よろしくお願いいたします。

本定例会、まことにありがとうございました。

議長（岡村統正君）

本日の会議はこれを持ちまして終わります。

令和3年6月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時15分

